

有効期間満了日 令和11年3月31日

熊生企第71号

令和6年2月6日

こども大綱の策定について（通達）

こども基本法（令和4年法律第77号）第9条第1項において、政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱（以下「こども大綱」という。）を定めなければならないとされている。これを受け、こども大綱（別添参照）が策定された。

こども大綱のうち、警察活動に関連する取組は、別添「こども大綱の策定について（通達）」（令和5年12月22日付け警察庁丁生企発第753号ほか）のとおりであることから、各所属においては、同通達の趣旨を踏まえ、関係機関・団体等と連携してこども・若者を守る取組を推進されたい。

※ 警察庁通達「こども大綱の策定について（通達）」については、警察庁ホームページをご覧ください。